

[事案 27-40] 障害給付金支払請求

・平成 28 年 4 月 11 日 裁定打切り

<事案の概要>

約款上の不慮の事故に該当しないとして支払対象外とされた障害給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

昭和 60 年 12 月に契約した定期保険特約付終身保険について、平成 21 年 8 月に手術を受けたところ、後遺障害が残ったので、障害給付金を請求したが、支払われなかった。しかしながら、障害状態となったことは「傷害特約条項」に定める障害給付金の支払事由にあたるため、自分の障害状態に応じた障害給付金を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 裁判例では、患者事故が発生した診療行為の契機が保険事故たる不慮の事故である場合は、不慮の事故に該当し、当該診療行為の契機が疾病である場合は、その発生した結果が当該医療行為に伴う侵襲の危険性の顕在化した場合であるとはおよそ評価できないような医師もしくは診療機関の行為によるというような特段の事情がある場合を除き、不慮の事故に該当しないとされる。
- (2) 本件の診療行為の契機たる腰部脊柱管狭窄症は疾病であり、医療過誤の存在も窺えない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

- (1) 裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人の後遺障害の内容等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。
- (2) 後遺障害の内容・程度を確認するため総合障害診断書の記載内容の補充を求めた。

2. 裁定結果

上記手続の結果、以下のとおり、業務規程第 32 条 1 項 3 号にもとづき、裁定手続を打ち切ることとした。

- (1) 後遺障害の原因は、腰部脊柱管狭窄症の治療を目的とする椎弓切除術後の創部感染による化膿性脊椎炎、あるいは、これを治療するための 2 回にわたる洗浄、持続かん流、抗生剤投与等の治療過程にあるが、現在までに提出されている関係証拠からだけでは、術後感染が医療過誤によるものと評価することはできない。
- (2) 医療過誤の認定には、裁判所において、医療記録を取り寄せ、鑑定、医療従事者に対する証人尋問の実施などの厳格な証拠調手続を経る必要があり、厳格な証拠調手続をもたない当審査会で裁定を行うには適当でない。